

準備に向けた第一歩！まず制度を知ろう

消費税軽減税率制度説明会

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に「消費税の軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、すべての事業者の方に関係のある制度です。本説明会では、軽減税率制度の導入を前に制度の概要や補助金等の支援制度について説明いたします。ぜひこの機会にご参加ください。

【内容】

- 軽減税率制度とは？
- 軽減税率の対象品目（飲食料品の定義、テイクアウト、外食等の場合は？）
- 帳簿及び請求書等の記載と保存、消費税額の計算と税額掲載の特例
- 軽減税率対応のための国の支援措置（補助金等）

日時 平成 30 年 9 月 27 日（木） 14:00～15:30

場所 赤穂商工会館 3階大研修室

講師 ①相生税務署 担当官

②税理士事務所 フォーサイト・パートナーズ
代表 安見正悟 氏

定員 30名

申込 下記申込書に必要事項をご記入の上、
当所まで FAX またはご持参下さい。

問合先 赤穂商工会議所 赤穂市加里屋 68-9

TEL 43-2727 FAX 45-2101

共催 赤穂商工会議所・相生税務署（法人課税部門 TEL. 23-0371）

◎軽減税率対策補助金◎

複数税率対応レジの導入等で活用できます。

・レジ・POS システムの導入・改修費 (2/3 補助)

・タブレット端末等の導入費 (1/2 補助)

※1 台 20 万円上限、1 事業所最大 200 万円。

※他に受発注システム改修の補助金もあります。

赤穂商工会議所 行 (FAX45-2101)

消費税軽減税率制度説明会 参加申込書

事業所名		TEL	
参加者名		参加者名	